

第1学年保護者各位

高校生等奨学のための給付金制度のご案内

第1学年対象に早期給付の「高校生等奨学給付金制度」のご案内をいたします。
 つきましては、下記の対象となる世帯の方は提出書類にご記入・ご捺印の上、
 添付書類を添えて学校事務局へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 尚、記入例につきましては、裏面のQRコードからご確認下さい。

■ 対象となる世帯

基準日の7月1日現在で、次の①～③全ての項目に該当する世帯

- ① 生徒が私立の高等学校等に在学していること。
- ② 保護者(親権者)等が北海道内に住所を有していること。
- ③ 「生活保護(生業扶助)受給世帯」又は「保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(0円)」であること。

※保護者等が道外に住所を有している場合は、その都府県の制度が適用されますので、申請方法等をお住まいの都府県庁にお問い合わせ下さい。

提出書類	7/8迄に提出(早期給付)		7/9～8/19に提出	
	生保世帯	非課税世帯	生保世帯	非課税世帯
給付金受給申請書	○	○	○	○
口座振込申出書(口座名義は保護者)	○	○	○	○
通帳のコピー貼付用紙	○	○	○	○
生活保護受給証明書 (7月1日現在の生業扶助が確認できるもの)	○		○	
令和4年度(令和3年中)所得課税証明書 保護者(親権者)等全員分 (所得控除の対象となっている配偶者分の証明書も必要となりますので、必ず父と母それぞれの所得課税証明書をご提出下さい。)		○		※
健康保険証の写し (7月1日現在で、保護者に扶養されている15歳以上(中学生を除く)23歳未満の兄弟姉妹全員) ※健康保険証等を提出する場合は、あらかじめ被保険者等記号・番号等にマスキングを施し、提出してください。 (健康保険証で扶養が確認できない場合のみ、同封いたしました「扶養申立書」をご提出下さい。)		○		○

※マイナンバーに関する書類は、就学支援金申請の際に個人番号カード(マイナンバーカード)、個人番号が記載された住民票等を既に提出されておりますので提出の必要はございません。



裏面へつづく

■ 生徒一人当たりの支給額

世帯区分	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	非課税世帯 保護者等全員の道府県民税所得割額及び 市町村民税所得割額が0円の世帯	
		全日制	
		第1子	第2子以降
給付額(年額)	52,600円	134,600円	152,000円

記入例QRコード



実業高校HPはこちらのURLからでもご覧いただけます。
<https://www.asahikawa-jitsugyo.ed.jp/archives/51382>

お問い合わせ先
〒071-8138 旭川市末広8条1丁目
TEL0166-51-1246
旭川実業高等学校事務局
(平日AM8:00~PM5:00)

◎ 家計急変世帯への支援について

下記に該当する方はご連絡下さい。家計急変用の申請書をお渡しいたします。

○制度概要: 家計急変によって保護者等の収入が激減した世帯に対して、非課税世帯に相当すると認められた場合、高校生等奨学給付金を支給します。

- ※ 生活保護受給世帯は対象外です。
- ※ 非課税に相当すると認められる世帯年収見込目安

2人世帯の場合	2,040,000 円未満
3人世帯の場合	2,214,286 円未満
4人世帯の場合	2,714,286 円未満
5人世帯の場合	3,214,286 円未満

○家計急変の対象となる事由

- ① 被災害
- ② 保護者等の心身障害及び長期療養
- ③ 保護者等の失職
 会社の倒産、解雇等による失職のほか、定年退職も対象となります。
ただし、自己都合による退職は含まれません。
- ④ その他
 保護者等の離婚、育児放棄、生死不明、行方不明、
 新型コロナウイルス感染症による減収 等

○必要書類

- ① 奨学のための給付金(家計急変用)受給申請書
 - ② 口座振込申出書
 - ③ 通帳のコピー
 - ④ 健康保険証等の写し
 - ⑤ 家計急変の発生事由を証明する書類
 例)離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出 等
 - ⑥ 保護者等全員の令和4年度所得課税証明書
 - ⑦ 家計急変後の収入を証明する書類
 例)会社作成の給与見込、税理士又は公認会計士の作成した証明書類 等
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響等により、失職せず、減収している場合は④の書類は不要とします。
 - ※ 会社作成の給与見込等がない場合は、直近3ヶ月の給与明細をご提出ください。
 - ※ 失職等により収入がない場合は⑥の書類は不要とします。

■ 生徒一人当たりの支給額

世帯区分	家計急変による非課税相当世帯	
	全日制	
	第1子	第2子以降
給付額 (年額)	134,600円	152,000円

※ 7月1日までに家計急変した場合(上記の支給額)

※ 7月2日以降に家計急変した場合

発生・申請した時期に応じて算定した支給額
 申請月により支給額が減額になります。